

台東区保育委託費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第1項に規定する特定保育所及び台東区以外の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が設置する保育所に対して支給する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)に基づき行う保育に要する経費、最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費及び一時預かり事業の実施に要する経費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)保育実施児童 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条本文の規定に基づき、特定保育所で保育を実施する児童をいう。
- (2)11時間開所保育 午前8時30分前おおむね1時間及び午後5時後おおむね1時間の間に行う保育で通算開所時間が11時間のものをいう。

(委託費の支給)

第3条 東京都台東区教育委員会(以下「委員会」という。)は、最低基準に基づき行う保育及び保育実施児童に対する保育の充実に関し、第5条に定める経費について委託費を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が保育を実施した児童の在籍する保育所の存する市町村が、この要綱と異なる基準により当該市町村の子どもに対して保育所運営事業を実施しているときは、委員会と当該保育所の設置者との協議により、委託対象経費を定める。

(保育実施児童の年齢計算)

第4条 保育実施児童の年齢計算は、保育実施施設に入所又は在籍する年度の初日の前日の年齢を基準として行う。

(委託対象経費及び支給の時期)

第5条 委託費を支給する対象経費、算定基準並びに支給の単位及び時期は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときはこの限りではない。

- (1)最低基準に基づき行う保育に要する経費 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「国基準」という。)に規定するもの
- (2)最低基準を超えて行う保育の充実に要する経費
別表第1及び別表第2に規定するもの

(委託費の請求)

第6条 委託費の支給を受けようとする保育所の設置者は、台東区保育委託費請求

書(第1号様式)に、必要な書類を添えて、別に定める提出期限までに、委員会に請求するものとする。ただし、別表第2に掲げる台東区保育委託費特別加算(以下「区特別加算」という。)については、次条に規定する交付手続きの完了後を行うものとする。

(特別加算項目の交付手続き)

第7条 別表第2に掲げる区特別加算の支給を受けようとする保育所の設置者は、台東区保育委託費特別加算申請書(第2号様式)に、必要な書類を添えて、別に定める提出期限までに、委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の提出があったときは、区特別加算の交付の可否を決定し、台東区保育委託費特別加算決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(委託費の使用制限)

第8条 保育所の設置者は、この要綱で定める目的以外に委託費を使用してはならない。

(状況報告)

第9条 委員会は、必要があるときは委託費を支給した保育所の設置者に対し、委託費の執行状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合であって、必要があるときは、その処理について適切な指示をしなければならない。

(実績報告)

第10条 委託費の支給を受けた保育所の設置者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第38条第3項により廃止の承認を受けたとき又は委託費の支給にかかる会計年度が終了したときは、廃止の日又は当該会計年度の終了の日から30日以内に、委員会に対し保育所の収支決算書を提出しなければならない。

(委託費支給の取消し)

第11条 委員会は、保育所の設置者が次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部の支給を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正な手段により委託費の支給を受けたとき
- (2)委託費を他の用途で使用したとき

(委託費の返還)

第12条 保育所の設置者は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に關し、すでに委託費の支給を受けているときは、遅滞なくそれを返還しなければならない。

(費用徴収の禁止)

第13条 委託費の支給を受けた保育所の設置者は、この要綱で定める委託費の対象経費に關し、保育実施児童の保護者から費用を徴収してはならない。ただし、延長保育に關する費用についてはこの限りではない。

(委 任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、台東区保育委託料支給要綱（昭和54年10月26日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行に伴い、台東区保育所運営費特別加算支給要綱（平成元年4月1日台保児発第108-2号）は、廃止する。
- 4 平成27年4月1日以後、台東区保育委託料支給要綱及び台東区保育所運営費特別加算支給要綱により支給した委託料は、この要綱により支給したものとみなす。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定については、平成28年11月1日より適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年6月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成30年2月1日から施行し、平成29年6月1日から適用する。ただし、別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

この要綱は、令和4年3月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

- 付 則
(施行日)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 付 則
(施行日)
この要綱は、令和4年9月1日から施行する。
- 付 則
(施行日)
この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- (施行日)
この要綱は、令和5年6月29日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
- (施行日)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- (施行日)
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (施行日)
この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日より適用する。
- (施行日)
この要綱は、令和 8 年1月1日から施行し、令和7年4月1日より適用する。